

## 北上市職員の地域手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の地域手当規則（平成7年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給区分) 第3条 給与条例第12条第3項の規則で定める地域手当の級地は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>6級地</u> 仙台市に属する地域	(支給区分) 第3条 給与条例第12条第3項の規則で定める地域手当の級地は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>4級地</u> 仙台市に属する地域
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

2 北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例（令和6年北上市条例第43号。次項において「令和6年改正条例」という。）附則第9項の規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 20パーセント級地 100分の20
- (2) 16パーセント級地 100分の16
- (3) 15パーセント級地 100分の15
- (4) 14パーセント級地 100分の14
- (5) 13パーセント級地 100分の13
- (6) 12パーセント級地 100分の12

- (7) 11パーセント級地 100分の11
- (8) 10パーセント級地 100分の10
- (9) 9パーセント級地 100分の9
- (10) 8パーセント級地 100分の8
- (11) 7パーセント級地 100分の7
- (12) 6パーセント級地 100分の6
- (13) 5パーセント級地 100分の5
- (14) 4パーセント級地 100分の4
- (15) 3パーセント級地 100分の3
- (16) 2パーセント級地 100分の2
- (17) 1パーセント級地 100分の1

3 令和6年改正条例附則第9項後段の規則で定める級地は、次のとおりとする。

- (1) 20パーセント級地 東京都の特別区に属する地域
- (2) 7パーセント級地 仙台市に属する地域